いながわ 情報ポケット

募集

阪神福祉事業団の嘱託看護師

同事業団では、平成15年度嘱託看護師を募集します。

勤務地阪神福祉センターの各福祉施設（知的障害児者施設、救護施設、特別養護老人ホーム）および診療所の嘱託看護師　**募集人員**若干名　**面接**随時　**問合せ**社会福祉法人阪神福祉事業団事務局総務課　人事給与係　担当濱田（　078―903―1661）

講座・教室

第２回消費者講座の開催

金融知識を身につけライフプランに生かす方法を講演します。

とき２月６日（木）午後２時～同３時30分　**ところ**中央公民館　**テーマ**賢いお金の使い方　**講師**兵庫県金融広報委員鈴木恵子さん　**定員**40人（先着順）　**参加費**無料　**申込・問合せ**農林商工課（　767―8709）

第２回食文化講演会 見直そう！食生活

とき２月８日（土）午後１時～同３時　**ところ**中央公民館　**テーマ**環境ホルモンってなあに？　**講師**中谷中学校区青少年健全育成推進会議会長枝松幸子さん　**参加費**無料　※託児の利用を希望される人は、１月31日までに連絡ください（先着６名）　**申込・問合せ**生涯学習課（　767―2600）

誰でも参加できる子育てネットワーク

さーくる♂こむ♀「あい・あい」のワークショップに参加しませんか。

【第１回】　**とき**2月14日（金）午前10時～正午　**テーマ**子育てネットワークからヒューマンネットワークへ

【第２回】　**とき**２月25日（火）午前10時～正午　**テーマ**猪名川町でヒューマンネットワークを創る　**ところ**いずれも中央公民館　**講師**メンタルサポート研究会代表カウンセラー渡辺和美さん　**参加費**無料　**申込・問合せ**１月31日までに生涯学習課（　767―2600）

お知らせ

入札参加資格審査申請の受付

平成15・16年度に町が発注する建設工事・コンサルタント・物品製造等の入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

受付期間１月27日～２月14日（土日・祝日は除く）午前９時30分～同11時30分、午後１時～同４時　**提出方法**総務課へ持参（郵送不可）　**有効期間**平成15年４月１日～同17年３月31日　**その他**詳細については、町ホームページの指名競争参加資格審査申請要領をご覧ください　**問合せ**総務課（　766―8708）

小・中学校入学通知書の発送

本年４月に小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に入学通知書を郵送します。１月31日までに届かない場合は、教育総務課まで連絡してください。また、指定校以外の学校（私立学校など）に入学する場合は、入学を承諾する証明書と入学通知書、印鑑を持参のうえ届け出てください。

問合せ教育総務課（　766―6000）

贈与税の申告

伊丹税務署では、平成14年中に個人から110万円を超える財産の贈与を受けた人を対象に、相談および贈与税の申告書の受付けを行います。

申告期間２月３日（月）～３月17日（月）、土日・祝日は除く　**問合せ**同署資産課税部門（　779―6121）

訂正

１月１日号６面“ふるふる！いながわ”で「祖開重之さん」と記載しましたが、「祖開重之さん」の誤りです。訂正しお詫びします。

健康・福祉

高齢者（６５歳以上）の障害者控除

介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人および扶養者は、確定申告などで障害者控除を受けることができます。介護認定の審査や判定資料を確認し、要介護１～３の人は「障害者」、４・５の人は「特別障害者」として、健康福祉課で「障害者控除対象者認定書」を交付します。必要な人は介護保険被保険者証を持参ください。

問合せ健康福祉課（　766―8701）

要介護認定高齢者のおむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除を受ける２年目以降の人は、簡略な方法でも申告できるようになりました。

初年度（おむつ医療費控除を受ける最初の年）＝おむつ代の領収書と医師の証明書（有料）を添付　**２年目以降**（おむつ医療費控除を受ける２年目以降）＝おむつ代の領収書と町発行の確認書（無料）を添付　※町が確認書を発行する際には、寝たきり度などの要件がありますので、事前に電話で該当するかご確認の上、町窓口で申請してください。

問合せ保険住民課（　766―8700）

ゆうあい“いきいき”教室

とき１月24日～３月14日（毎週金曜日・全８回）午後１時～同２時30分　**ところ**ゆうあいセンター機能回復訓練室　**対象**町在住の60歳以上の人　**教室名**ダンベル体操教室（ダンベルを使って運動し、肩こり、腰痛を改善、脂肪も燃焼）　**講師**秦井治子さん　**持ち物**運動しやすい服装・上靴・タオル　**参加費**1,000円（保険代含む）　**定員**15人（多数抽選）※参加者は事前に健康に異常のないことを確認の上、本人の責任で参加してください　**申込・問合せ**１月20日までに同センター（　766―1200）

私達の地球を守ろう

～環境について、皆さんも考えてみませんか～

地球温暖化防止フォーラムin猪名川の開催

猪名川天文台に「ひょうごグリーンエネルギー基金」による「県民発電施設」が整備されることになり、これを記念してフォーラムを開催します。

地球温暖化防止のため、私たちが地域で取り組むべきことをともに考えましょう。

▼とき　２月２日（日）午後２時～同４時

▼ところ　中央公民館　視聴覚ホール

▼参加費　無料

▼その他　会場で太陽光発電に関する展示を行います

【講演１】

▽**演題**　美しい地球を未来に残そう　～私たちにできること～

▽**講師**　（財）ひょうご環境創造協会環境アドバイザー　立山裕二さん

【講演２】

▽**演題**　地球温暖化防止活動推進員からの報告

▽**講師**　兵庫県地球温暖化防止活動推進員　竹重勲さん

太陽光発電はクリーンなエネルギー

日本の一次エネルギーの供給は、増加の一途をたどっています。天然ガスや原子力によるエネルギーの供給割合が高まったため、石油の依存度は低くなってきていますが、相変わらず大きな比率を占めています。そのため、国では地球温暖化防止対策として、太陽光発電などの新エネルギーの普及拡大に努めており、特に太陽光発電は、家庭でも取り組めるクリーンなエネルギーとして増加が期待されています。

今回、猪名川天文台に整備される太陽光発電システムは、定格出力４・３ｋＷであり、年間約４３００ｋＷｈの電気量をまかなうことができます。これは、年間にＣＯ２の排出量を約７７４ｋｇ削減し、原油量にして約１０４５の節約ができることになります。

問い合わせは、生活環境課（７６６・８７１２）へ。

ひょうごグリーンエネルギー基金の会員募集

この基金は、環境にやさしいエネルギー（グリーンエネルギー）の普及という環境保全のためのコストを県民・事業者の皆様の総参加で負担しあおうとするものです。お預かりした基金は、各地域のシンボリックな場所に太陽光発電施設などを設置するための資金とします。

《会費》

Ａ会員　毎月500円の口座自動引き落とし
Ｂ会員　年会費6,000円の一括払い

問い合わせは、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター（　078―735―2738）へ。

市街化調整区域の皆さんご注意を！

～町北部地域（市街化調整区域）での「届出」による建築行為の完了期限が3年間延長されます～

平成10年7月31日から、町の北部（木間生以北）が阪神間都市計画区域に編入され、市街化調整区域に指定されたことから、土地の所有権者に対しての経過措置による届出者（都市計画法第34条第９号の届出者）の期限が、平成15年７月30日と定められ、これを過ぎると建物を建築することができなくなっています。

また、許可を受けている場合でも、平成15年７月30日までにその行為を完了することが許可の条件となっており、期限を過ぎると、その許可は無効となります。

しかしながら、長引く景気低迷から未だ許可を受けていない人で、建築物の用途が「自己居住用の住宅」に限って、平成18年７月30日までに工事完了が見込まれるものは、その期限が延長されます。

問い合わせは、都市整備課（７６６・８７０４）、兵庫県阪神北県民局建築第１課（０７９７・８３・３１９３）、兵庫県県土整備部開発指導室（０７８・３４１・７７１１内線４８４８）のいずれかへ。

環境ワークショップに参加しませんか

猪名川町環境住民会議では、平成15年度の活動として、「水と暮らし」や「里山保全」など、自分たちでテーマを決め、それらについて何ができるかを考え、意見交換を行う環境ワークショップを開催することとしています。

環境問題に関心を持つ高校生以上の人ならだれでも参加できます。

▼実施期間　４月～12月

▼実施回数　４～５回、１回１００分程度、１グループ８～10名で構成

▼成果発表　平成16年１月～２月頃

▼申込方法　生活環境課、日生・六瀬住民センターに備付けの参加申込用紙に必要事項を記載し、事務局（生活環境課）へ２月28日までに提出（Eメールも可＝seikatsu@town.inagawa.hyogo.jp）

《環境住民会議とは》

猪名川町環境住民会議とは、住民、事業者、公共団体および民間団体などが協働して、地球環境の保全に係る活動を目的としています。本町の豊かな自然環境の保全と創造に向け、誰でも自由に参加できる組織として、一昨年12月に環境活動実践団体の代表者を構成員に、その基礎づくりを進めてきました。

なお、今回の環境ワークショップに参加いただく人は、この住民会議に所属していただくことになりますが、会費などの負担はありませんので気軽にご参加ください。

問い合わせは、生活環境課（７６６・８７１２）へ。

兵庫県消防防災航空隊と町消防本部が合同訓練を実施！

大規模な山火事や救急事案などに迅速に対応し被害を最小限にとどめるため、兵庫県消防防災航空隊と猪名川町消防本部の合同訓練を実施します。

訓練中、付近の皆様にはヘリコプターのエンジン音などでご迷惑をおかけしますが、訓練の目的をご理解いただきご協力をお願いします。

問い合わせは、消防本部（７６６・０１１９）へ。

合同訓練日程

とき　1月27日（月）午前10時～正午

ところ　総合公園およびその周辺（白金1丁目）

訓練内容　救出救助訓練、災害情報収集訓練、林野火災消火訓練など

※訓練中は訓練場所への立入を禁止しますが、観覧場所を設けますので、ぜひ見学にお越しください。なお、天候が悪い場合は、２月３日に延期します。

写真は兵庫県消防防災航空隊提供

廃棄物の屋外焼却はやめましょう

冬季、屋外で仕事をされるとどうしても防寒対策のため、焚き火をすることが多くなります。しかし、一般廃棄物（家庭から排出されるごみなど）、産業廃棄物（建築工事等により発生する廃材など）の処分を目的とする屋外焼却（いわゆる野焼き行為）については、法律により罰せられます。

家庭から出るごみについては焼却をせず、分別しごみカレンダーを確認のうえ決められたごみステーションに出してください。

また、事業所から出るごみについては、決められた許可業者に依頼し適正な処理を行ってください。ただし、次のような場合は、焼却を禁止されていませんが、その場合であっても、火災とまぎらわしい行為として、消防本部に火災上昇届を提出してください。

焼却禁止の例外規定および具体的な事例

国または地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 ○河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却 ○災害などの応急対応、火災予防訓練
風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却物の焼却 ○正月の「しめ縄、門松等」をたく行事、塔婆の供養焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 ○焼き畑、あぜの草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの ○落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

猪名川町は、山林と田園地域と開発された住宅地が共存する特性をもった環境豊かなまちです。焼却禁止の例外行為であっても、他の人の立場にたって迷惑がかからないよう注意しましょう。

問い合わせは、生活環境課（　766―8712）、火災上昇届にかかる問い合わせは、消防本部（　766―0119）へ。

私にお訪ねください ⑧ 生涯学習課（国体推進室）

猪名川町で勤務して９年目を迎える小野と申します。平成18年度に兵庫県で『のじぎく兵庫国体』が開催されるため、今年度より生涯学習課に国体推進室が設けられ、配属されました。

国体推進室では、猪名川町で開催されるレスリング競技を町民の方々に広く知っていただくため、レスリング教室を開催しています。また、「広報いながわ」や「町ホームページ」を通じてＰＲ活動にも力を入れています。このような活動とともに、猪名川町での国体を成功させるため、レスリングクラブ指導者の先生方や、国体に携わる委員の方々と力を合わせ準備を進めており、平成17年度には、全日本の大学生によるレスリングの全日本大学レスリング選手権大会を開催し、翌18年度には国体の本番が開催されます。

私にとって、レスリングは馴染みの薄いスポーツであったため、競技内容を覚えることが大変ですが、現在、猛勉強中です。

町民一人ひとりが、国体に関心をもっていただき、よりよい大会にするため、頑張っておりますので、今後とも国体にご理解とご協力をお願いします。また、国体に関してのご意見、情報などがありましたら、事務局にお聞かせください。

問い合わせは、生涯学習課国体推進室（文化体育館内）（　766―7400）へ。

はい！ポーズ

岩本（いわもと）　愛梨（あいり）ちゃん
1歳４カ月（伏見台）

お姉ちゃんお兄ちゃんには負けないよ。我が家のボスでアイドル！いっぱいの笑顔をありがとう。

父　幹男・母　美智代さん

松村（まつむら）　海知（かいち）くん
1歳８カ月（若葉）

こつぶでもピリリと辛い海知君。野球とサッカーが大好きで、毎日お兄ちゃんと練習しています。

父　雅司・母　智美さん

炭焼き体験参加者の募集

「杤原めぐみの森」で炭焼き体験をしてみませんか。焼きあがった炭は、参加グループに配分します。

とき　２月９日（日）・23日（日）（小雨決行）

集合場所　杤原公会堂（午前９時）

ところ　杤原めぐみの森ジャライパ

対象　１家族または１グループ（おおむね５人以内）

参加費　１組1,500円（材料費・傷害保険料含む）

定員　20組（先着順）

持ち物　手袋・タオル・帽子・弁当・お茶（あればのこぎり・ナタなど）

申込み、問い合わせは、２月５日までに電話で農林商工課（　766―8709）へ。